

和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与制度

【制度の概要】

和歌山県内で不足する小児科、精神科及び救急科の病院勤務医を確保するため、県民医療卒卒業医師で、これらの特定診療科を専攻し、その診療に従事する方に対して、研修資金を貸与する制度です。

県民医療卒入学時の誓約期間（9年間）、県内公的医療機関で勤務することにより、**貸与した資金の全額について返還が免除**されます。

1 対象者

次のいずれにも該当する医師の方が対象となります。

- ・ 和歌山県立医科大学県民医療卒卒業医師
- ・ 初期臨床研修を修了している方
- ・ 小児科、精神科又は救急科を専攻し、その診療に従事する方
- ・ 和歌山県立医科大学理事長の推薦を受けた方

2 貸与額

150万円

3 貸与時期・貸与方法

- ・ 貸与時期は、初期臨床研修の修了後、県民医療卒入学時の誓約期間（9年間）中で申請のあった任意の時期。
- ・ 貸与決定後、貸与額は一括で被貸与者名義の口座に振り込みます。

4 返還免除条件

大学卒業後9年間（県民医療卒入学時の誓約期間）、県内の公的医療機関で勤務すること。このうち7年間は特定診療科（小児科、精神科又は救急科）の診療に従事すること。

※当該研修資金の内容については、平成29年4月1日時点での情報であり、今後、変更する場合があります。

5 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県庁 福祉保健部健康局 医務課
電話 073-441-2612